

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】平成18年7月6日(2006.7.6)

【公開番号】特開2005-289006(P2005-289006A)

【公開日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【年通号数】公開・登録公報2005-041

【出願番号】特願2004-111480(P2004-111480)

【国際特許分類】

B 4 1 M 5/337 (2006.01)

B 4 1 M 5/333 (2006.01)

【F I】

B 4 1 M 5/18 1 0 9

B 4 1 M 5/18 1 0 1 A

B 4 1 M 5/18 1 0 8

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月22日(2006.5.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

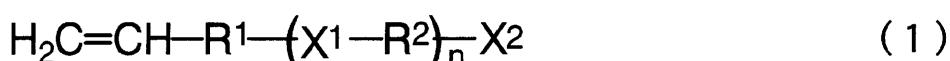
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

支持体上に無色ないし淡色の電子供与性染料前駆体と、加熱後の冷却速度の違いにより該染料前駆体に可逆的な色調変化を生じせしめる可逆性顔色剤、及び消色促進剤とを含有する可逆性感熱記録材料において、該消色促進剤が下記一般式(1)で表される化合物であり、この化合物を少なくとも1種用いる事を特徴とする可逆性感熱記録材料。

【化1】



(式1中、nは1~2の整数を表す。R¹及びR²は二価の炭化水素基を表す。X¹はヘテロ原子を含む二価の連結基を表し、X²はヘテロ原子を含む一価の連結基を表す。)

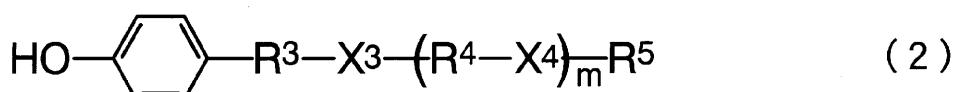
【請求項2】

前記一般式(1)で表される消色促進剤のX²がアミド(-CONH₂)、尿素(-NHCONH₂)、アシルヒドラジド(-CONHNH₂)、シュウ酸ジアミド(-NHCOCO NH₂)から選ばれる一価の基である事を特徴とする請求項1に記載の可逆性感熱記録材料。

【請求項3】

前記可逆性顔色剤が下記一般式(2)で表される化合物である事を特徴とする請求項1または2に記載の可逆性感熱記録材料。

【化2】



(式2中、mは0～2の整数を表す。R³は単結合、または二価の炭化水素基を表す。R⁴は二価の炭化水素基を表す。R⁵は一価の炭化水素基を表す。X³及びX⁴はヘテロ原子含む二価の連結基を表す。)

【請求項4】

前記一般式(2)で表される可逆性顕色剤のR⁵が末端二重結合を有する脂肪族炭化水素基である事を特徴とする請求項3に記載の可逆性感熱記録材料。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

即ち、上記課題に対して、「支持体上に無色ないし淡色の電子供与性染料前駆体と、加熱後の冷却速度の違いにより該染料前駆体に可逆的な色調変化を生じせしめる可逆性顕色剤、及び消色促進剤とを含有する可逆性感熱記録材料において、該消色促進剤が分子内の炭化水素基中に不飽和結合を少なくとも1つ持つ化合物である事を特徴とする可逆性感熱記録材料」によって達成される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、上記課題に対して、「前記消色促進剤の不飽和結合が末端二重結合である事を特徴とする可逆性感熱記録材料」によって達成される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、上記課題に対して、本発明の(1)「支持体上に無色ないし淡色の電子供与性染料前駆体と、加熱後の冷却速度の違いにより該染料前駆体に可逆的な色調変化を生じせしめる可逆性顕色剤、及び消色促進剤とを含有する可逆性感熱記録材料において、該消色促進剤が下記一般式(1)で表される化合物であり、この化合物を少なくとも1種用いる事を特徴とする可逆性感熱記録材料」によって達成される。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

また、上記課題に対して、本発明の(2)「前記一般式(1)で表される消色促進剤のX²がアミド(-CONH₂)、尿素(-NHCONH₂)、アシルヒドラジド(-CONHNH₂)、シウ酸ジアミド(-NHCOCONH₂)から選ばれる一価の基である事を特徴とする前記第(1)項に記載の可逆性感熱記録材料」によって達成される。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0018】**

また、上記課題に対して、本発明の(3)「前記可逆性顕色剤が下記一般式(2)で表される化合物である事を特徴とする前記第(1)項または第(2)項の何れかに記載の可逆性感熱記録材料」によって達成される。

【手続補正7】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0021****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0021】**

また、上記課題に対して、本発明の(4)「前記一般式(2)で表される可逆性顕色剤のR⁵が末端二重結合を有する脂肪族炭化水素基である事を特徴とする前記第(3)項に記載の可逆性感熱記録材料」によって達成される。